

**2022年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループにおける
愛知県障害者差別解消推進条例見直しに係る各委員からの意見及び事務局回答**

○ 定義の明確化について

◇委員からの主な意見

・ 不当な差別的取扱いの定義新設について、基本方針改定案の第2の2（1）不当な差別的取扱いの考え方において、「なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。」と新たに文言が追加されているため、考慮されたい。

◇事務局回答

・ 条例の中に盛り込めるよう検討を進めてまいりたい。

◇委員からの主な意見

・ 合理的配慮の定義新設について、「特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とあるが、現行の条例では「その実施に伴う負担が過重でないときは」とあり、どのような意図で変えるのか。

◇事務局回答

・ 条文の内容は国の基本方針を参考としているところである。改正の条文が確定しているわけではなく、今後本県の法律や条例を所管している課と整合性の部分も含め調整を進めていく。

○ その他

◇委員からの主な意見

・ 事業所による合理的配慮の提供義務化とあるが、努力義務から義務とはどういうことか。企業はどう考えればいいのか。

◇事務局回答

・ 義務化になることで、事業所側として合理的配慮を提供しなければならない。ただ、事業所の規模等のこともあるため、どこまで対応できるのかお互い議論・調整することが大切になってくる。

◇委員からの主な意見

・ もう少し、だれが見てもわかりやすい条文にすることはできないか。

◇事務局回答

・ 条例改正の内容がしっかり伝わるよう、リーフレット作成等により事業者団体等への啓発をしっかり進めていきたい。

